

10人槽以下の浄化槽管理（設置）者様へ

浄化槽法定検査を 受けましょう

浄化槽管理者様には、公共用水域等の水質を保全するため、**保守点検・清掃・法定検査**の実施が義務付けられています。

- ・保守点検・清掃は、浄化槽内の機器の点検、修理、汚泥の引き抜き、洗浄を行うことです。
- ・**法定検査**は浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査です。



浄化ぞうくん

3つの約束
守ってますか？



知ってる？
浄化槽法定検査

ほたる子ちゃん

浄化槽から放流される水は川や海へ流れる水です。**1年に1回法定検査**を受検し、地域の水環境を守りましょう。

法定検査受検手続き・お問い合わせ先

公益社団法人 **広島県浄化槽協会**

〒730-0025 広島市中区東平塚町3-28

TEL：082-546-2168

FAX：082-249-8019

HP：<http://www.hirojoukyou.jp/>



広島県では受検手続きを**契約書**によって行っています。まだ、**契約**されてない方は早めに**契約**をお願いします。